

放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを旨指して、平成27年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】

(1) 量的拡充

- ① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]
- ② 補助対象の拡大等

ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200～249日)も同様)

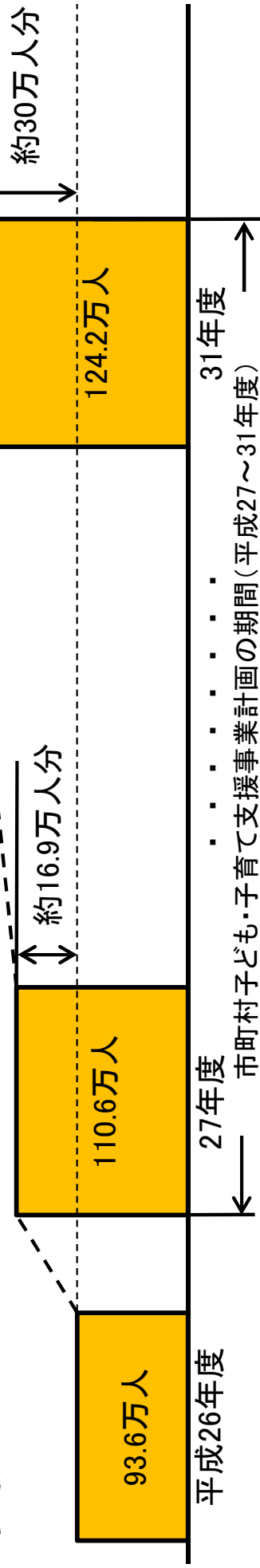
(※)山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定

イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。

(参考)



(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

ア 放課後子ども環境整備事業の充実

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円

イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2.6億円【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,080千円

ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4.2億円【新規】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

(2) 質の改善

① 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せ
するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):(i)1,539千円 (ii)2,831千円

② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):1,712千円

③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):532千円

2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金(仮称):内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づき市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

- (1) 実施主体: 市町村
- (2) 補助対象事業者: 市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人
- (3) 補助率: 1/3(大都市特例なし)
〔 国: 1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 国: 2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

(4) 平成27年度予算(案)における改正内容

- ① 対象か所数の増
319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))
- ② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ
創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))
- ③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の創設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)
 - 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。
学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))
- ④ 補助対象事業者
社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15. 7億円の内数
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(仮称):厚生労働省予算に計上

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

- ② 実施主体: 都道府県
- ③ 補助基準額(案): 1回当たり 810千円
- ④ 補助率: 国1/2、都道府県1/2
- ⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にする位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

- ② 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、市町村
- ③ 補助基準額(案): 1か所当たり 1,424千円
- ④ 補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2
- ⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

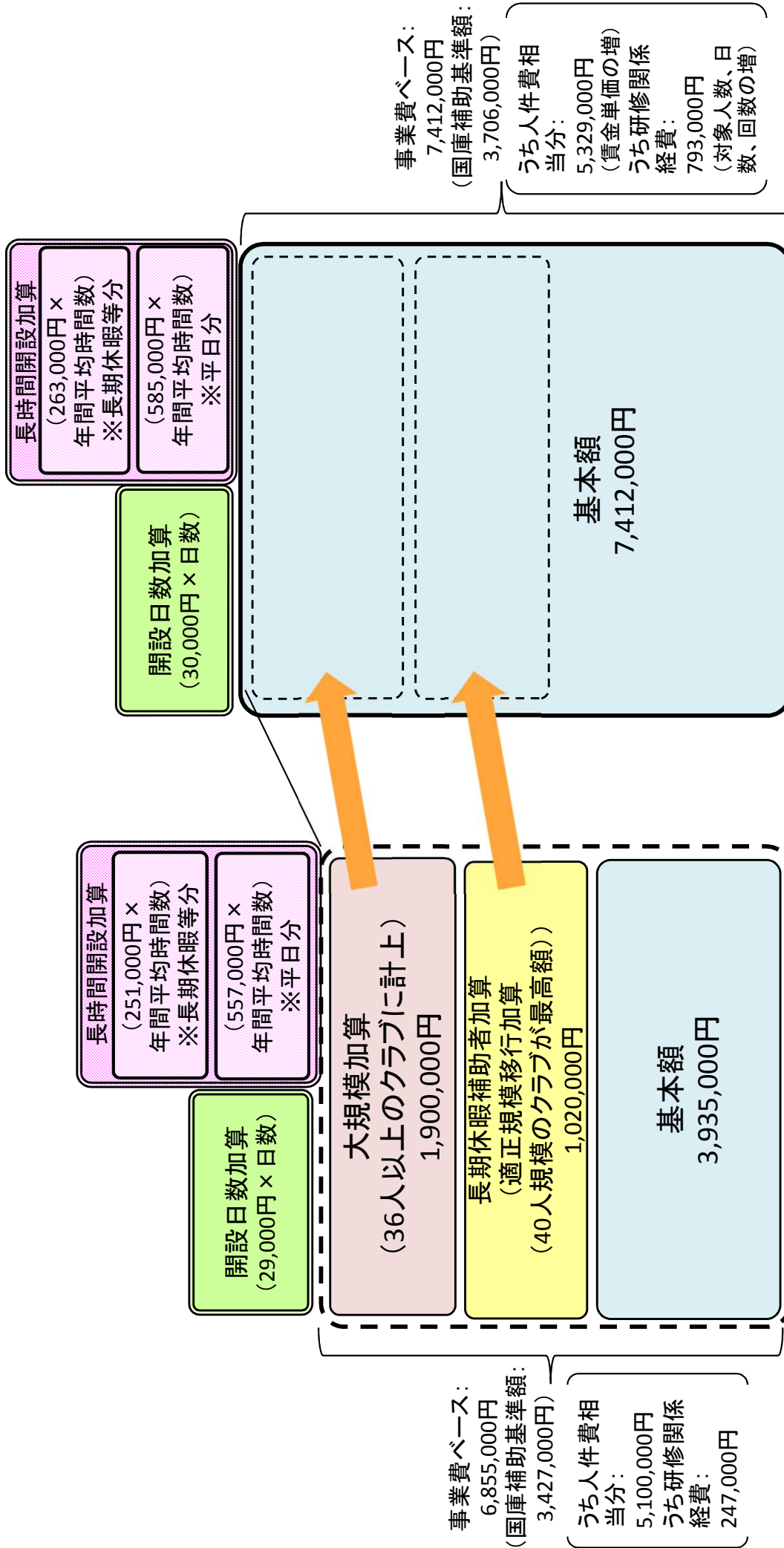
(参考1)

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

○「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、運営費の国庫補助基準額の見直しを行うこととし、賃金単価の見直し、研修関係経費の充実などに必要な経費を計上。

平成26年度
(36~45人単価)

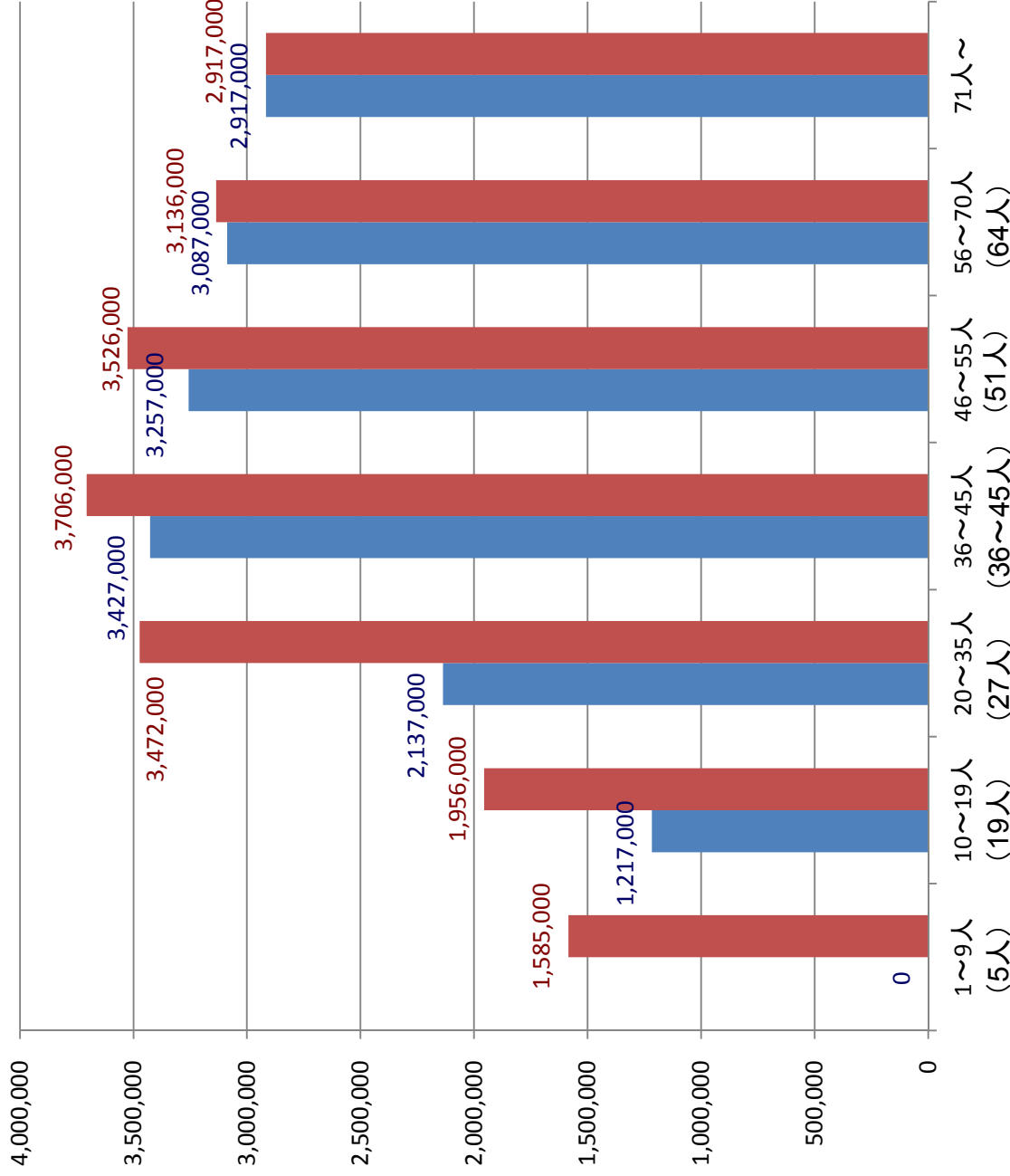
平成27年度(案)
(36~45人単価)



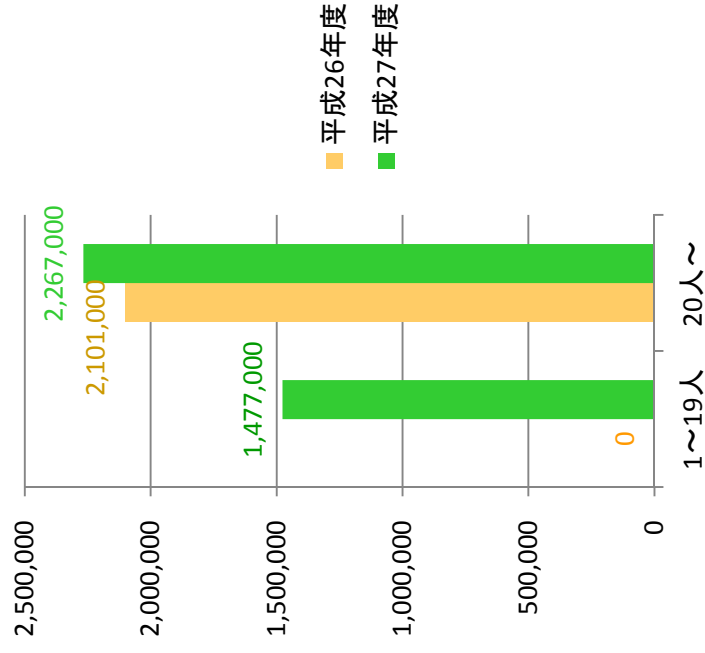
平成26年度と平成27年度の国庫補助基準額(案)の比較

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数 250日以上	特例分(200 ~249日)
1人	1,479,000	
5人	1,585,000	1,477,000
19人	1,956,000	
27人	3,472,000	
36~45人	3,706,000	
51人	3,526,000	2,267,000
64人	3,136,000	
71人~	2,917,000	



(特例分)



※ () 書きの人数は、平成27年度国庫補助基準額(案)に対応する児童数であり、平成27年度国庫補助基準額(案)は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 平成27年度の19人以下の国庫補助基準額(案)には、質の改善の「19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置」分532千円を含む。

平成27年度放課後児童健全育成事業 単価（案）

※本表における事業の構成及び単価については現時点の案であり、今後変更があり得る。

事業	基準額（案）	対象経費
放課後児童健全育成事業	<p>1 放課後児童健全育成事業費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1 支援の単位（年間平均登録児童数1～19人）当たり年額 1,424,000円－（19人－年間平均登録児童数）×26,500円</p> <p>② 1 支援の単位（年間平均登録児童数20～35人）当たり年額 3,706,000円－（36人－年間平均登録児童数）×26,000円</p> <p>③ 1 支援の単位（年間平均登録児童数36～45人）当たり年額 3,706,000円</p> <p>④ 1 支援の単位（年間平均登録児童数46～70人）当たり年額 3,706,000円－（年間平均登録児童数－45人）×30,000円</p> <p>⑤ 1 支援の単位（年間平均登録児童数71人以上）当たり年額 2,917,000円</p> <p>⑥開設日数加算額（1 支援の単位当たり） 15,000円×250日を超える日数 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>⑦長時間開設加算額（1 支援の単位当たり） (ア)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合） 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 (イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） 131,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1 支援の単位（年間平均登録児童数20人以上）当たり年額 2,267,000円</p> <p>② 1 支援の単位（年間平均登録児童数1～19人）当たり年額 945,000円</p> <p>③長時間開設加算額（1 支援の単位当たり） 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合） 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>※ 年間平均登録児童数10人未満の支援の単位については、</p>	<p>放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費</p> <p>※飲食料費を除く。</p> <p>※4の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業及び6の小規模クラブ（19人以下）における職員の複数配置（仮称）の対象となる経費を除く。</p>

<p>① 山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合</p> <p>② 上記のほか、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合</p> <p>のいずれかに該当するものについて、補助対象とする予定。</p>	
<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>①開設準備経費を含まない場合 7,000,000円×か所数</p> <p>②開設準備経費を含む場合 7,600,000円×か所数</p> <p>③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合 8,000,000円×か所数</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>①開設準備経費を含まない場合 1,000,000円×か所数</p> <p>②開設準備経費を含む場合 1,600,000円×か所数</p> <p>③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合</p> <p>(ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円×か所数</p> <p>(イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円×か所数</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円×か所数</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円×か所数</p>	<p>放課後子ども環境整備事業に必要な経費</p> <p>※開設準備経費は、礼金及び開設前月分の賃借料とし、当該年度中に支払われたものに限る。</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1支援の単位当たり年額 1,712,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業（仮称）</p> <p>※ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業に必要な経費</p>

<p>1 支援の単位当たり年額 3,080,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 (仮称)</p> <p>1 支援の単位当たり年額 435,000円</p>	
<p>4 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業</p> <p>(1) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置する放課後児童クラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助</p> <p>1 支援の単位当たり年額 1,539,000円</p> <p>(2) 地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助</p> <p>1 支援の単位当たり年額 2,831,000円</p>	<p>放課後児童クラブ開所時間延長支援事業事業を実施するために必要な給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金</p>
<p>5 障害児受入加配(5人以上)(仮称)</p> <p>1 支援の単位当たり年額 1,712,000円</p>	<p>事業に必要な経費</p>
<p>6 小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(仮称)</p> <p>1 支援の単位当たり年額 532,000円</p>	<p>事業に必要な給料</p>

「子育て支援員」研修について

趣旨

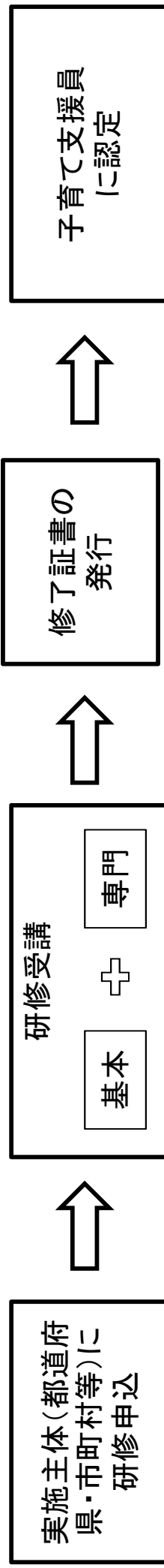
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

地域子育て支援 コース

地域子育て支援拠点事業
(専任職員)

利用者支援事業・特定型
(専任職員)

利用者支援事業・基本型
(専任職員)

9科目・
24時間

(※)
5科目・
5.5時間

6科目・
6時間

地域保育コース

ファミリー・サポート
・センター事業
(提供会員)

一時預かり事業
(保育従事者)

事業所内保育事業
(保育従事者)

家庭的保育事業
(家庭的保育補助者)

小規模保育事業
(保育従事者)

地域型保育

4科目・
6.5時間

6科目・
6～6.5時間
+2日以上

6科目・6～6.5時間
+2日以上

(共通科目)
12科目15～15.5時間

基本研修
8科目・8時間

社会的養護 コース

乳児院・児童養護施設等
(補助的職員)

9科目・
11時間

放課後児童 コース

放課後児童クラブ
(補助員)

6科目・
9時間

専門研修

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧①

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)
放課後児童 コース	6科目 9時間	①放課後児童健全 全育成事業の目 的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブ における権利擁護と その機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解 と児童期(6歳～12 歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と 遊びの理解と支援 (90分)
		⑤放課後児童クラブ に従事する者の仕事 内容と職場倫理 (90分)			
社会的養護コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の 尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子ど もの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子ども の遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)
地域子育て支援コース	9科目 24時間	①地域資源の理解 (事前学 習) (480分)	②利用者 支援事業 の概要 (60分)	③地域 資源の 概要 I (60分)	④利用者支援 専門員に求め られる基本的 姿勢と倫理 (90分)
		⑤地域資源の活用 とコーディネー ション～ (90分)	⑥事例分析 I ～ジェノグラムと エコマップを活用 したアセスメント ～ (90分)	⑦事例分析 II ～社会資源の 活用とコーディ ネーション～ (90分)	⑧まとめ (30分)
基本型	5科目 5.5時間 (※)	①利用者支援事業の 概要 (60分)	②利用者支援専門員に 求められる基本的姿勢と 倫理 (60分)	③保育資源の概要 (90分)	④記録の取扱い (60分)
		⑤利用者支援事業の 概要 (60分)	⑥事例分析 II ～社会資源の 活用とコーディ ネーション～ (90分)	⑦事例分析 I ～ジェノグラムと エコマップを活用 したアセスメント ～ (90分)	⑧まとめ (60分)
拠点	6科目 6時間	①地域子育て支援拠点を 全体像で捉えるための 科目 (60分)	②利用者理解 (60分)	③地域子育て支援 拠点の活動 (60分)	④講座の企画 (60分)
		⑤事例検討 (60分)	⑥事例検討 (60分)	⑦事例検討 (60分)	⑧事例検討 (60分)

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によっては、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)②

16 科目 ～ 18 科目 21 時間 ～ 22 時間 + 2 日以上		地 域 保 育 コ ー ス				
共 通	12科目 15～15.5 時間	①乳幼児の生活と遊び (60分)	②乳幼児の発達と心理 (90分)	③乳幼児の食事と栄養 (60分)	④小児保健 I (60分)	⑤小児保健 II (60分)
		⑥心肺蘇生法 (120分)	⑦地域保育の環境整備 (60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント (60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応 (0～2歳児) (90分)
選 択	6科目 6～6.5 時間 +2日 以上	⑪グループ討議 (90分)	⑫実施自治体の制度について(任意) (60～90分)	③地域型保育の運営 (60分)	④地域型保育における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
		①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
選 択	6科目 6～6.5 時間 +2日 以上	⑥見学実習 2日以上	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
		①一時預かり事業の概要 (60分)	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
選 択	4科目 6.5 時間	⑥見学実習 2日以上	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)	
		①ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)	

子育て世代包括支援センターの整備

平成26年度補正予算：2.5億円

事業概要

現状、様々な機関が行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、平成27年度における各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための事業を前倒しして、50市町村分の運営及び実施場所の修繕に要する経費について支援する。

補正事由

我が国の危機的な人口減少を克服するためには、若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができるような環境を実現することが必要である。

しかしながら、現実には虐待による死亡事例が後を絶たない状況にある等、悩みを抱え、支援を必要とする子育て世帯が少なからずあり、早急な対応が求められている。

このため、早急に地域においてワンストップで子育て世帯の相談に対応できる体制を整え、子育て世帯の安心感を醸成することを目的として補正計上する。

所要額

2.5億円

実施主体

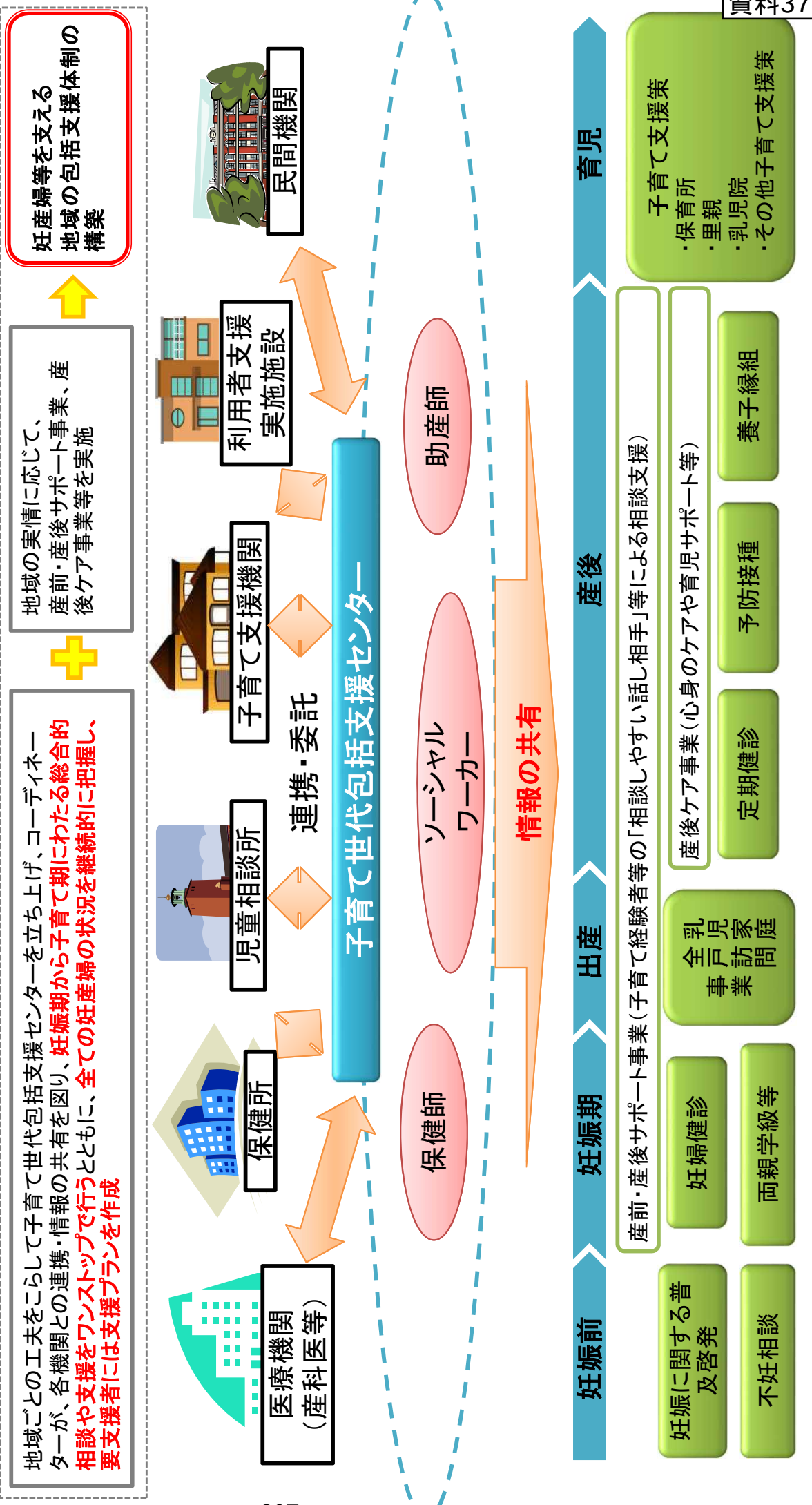
市町村

補助率

1/2

妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世代の「安心感」を醸成する。
- **平成26年度補正予算**実施市町村数(予定): 50市町村 ⇒ **平成27年度**実施市町村数(予定): 150市町村



不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容
1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
※平成26年度に40歳未満の方で新規に助成を受ける場合には、年間助成回数、通算助成期間の限度を廃止し、通算助成回数6回まで
- 所得制限
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関
事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体
都道府県、指定都市、中核市（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率
1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）

2. 沿革

- 平成16年度創設
 - 平成18年度
 - 平成19年度
 - 平成21年度補正予算
 - 平成22年度予算
 - 平成23年度予算
 - 平成25年度予算
- 支給期間2年間として制度開始
支給期間2年間で5年間に延長
給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、
所得制限額を（650万円 → 730万円）引き上げ
給付額10万円 → 15万円
給付額15万円を継続
1年度目を年3回に拡充
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し
（15万円 → 7.5万円）

平成25年度補正予算

一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施

3. 支給実績

平成16年度	17,	657	件
平成17年度	25,	987	件
平成18年度	31,	048	件
平成19年度	60,	536	件
平成20年度	72,	029	件
平成21年度	84,	395	件
平成22年度	96,	458	件
平成23年度	112,	642	件
平成24年度	134,	943	件

小児慢性特定疾病の医療費助成の概要

○ 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

医療費助成の概要

○ 対象者の要件

・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。

※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。

・18歳未満の児童等であること。(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。)

- 自己負担
- 実施主体
- 国庫負担率
- 根拠条文

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。

都道府県・指定都市・中核市
1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)
児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- ① 悪性新生物
- ② 慢性腎疾患
- ③ 慢性呼吸器疾患
- ④ 慢性心疾患
- ⑤ 内分泌疾患
- ⑥ 膠原病
- ⑦ 糖尿病

- ⑧ 先天性代謝異常
- ⑨ 血液疾患
- ⑩ 免疫疾患
- ⑪ 神経・筋疾患
- ⑫ 慢性消化器疾患
- ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- ⑭ 皮膚疾患

対象疾病・対象者

- ・対象疾病数：704疾病(14疾患群)
- ・約15万人(平成27年度推計)

予算額

- ・平成26年度予算：267,720千円(2か月分)
- ・平成27年度予算案：16,241,220千円(+13,570,500千円)

【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】 1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】 平成26年度予算：231,708千円 → 平成27年度予算案：926,832千円（+695,124千円）

＜必須事業＞(第19条の22第1項)

相談支援事業



＜相談支援例＞

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング等

小児慢性特定疾病児童自立支援員



＜支援例＞

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用 の提案 等

＜任意事業＞(第19条の22第2項)

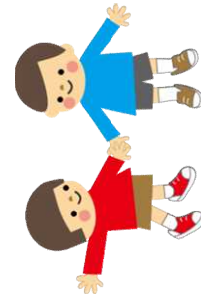
療養生活支援事業



ex

- ・レスパイト
- 【第19条の22第2項第1号】

相互交流支援事業



ex

- ・患児同士の交流
 - ・ワークショップの開催等
- 【第19条の22第2項第2号】

就職支援事業



ex

- ・職場体験
 - ・就労相談会等
- 【第19条の22第2項第3号】

介護者支援事業



ex

- ・通院の付き添い支援
 - ・患児のきょうだいの支援等
- 【第19条の22第2項第4号】

その他の自立支援事業



ex

- ・学習支援
 - ・身体づくり支援¹等
- 【第19条の第22項第5号】